

一関工業高等専門学校校章，ロゴマーク，スクールカラー及び系・領域カラーに関する取扱規則

(平成27年12月10日制定)

(目的)

第1条 この規則は，一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校章，ロゴマーク，スクールカラー及び系・領域カラーに関し，必要な事項を定めるものとする。

(校章)

第2条 本校の校章は，別紙1のとおりとする。

2 校章の色は，別紙1で定める色を標準とする。ただし，用途（単色指定の場合）により，これ以外の色を使用することができる。

(ロゴマーク)

第3条 本校のロゴマークは，別紙2のとおりとする。

(スクールカラー，系・領域のカラー)

第4条 本校のスクールカラー，系・領域のカラーは別紙3のとおりとする。

(使用範囲)

第5条 校章，ロゴマーク（以下「校章等」という。）の使用範囲は，次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本校の旗等の正規物品
- 二 本校が発行する印刷物（ホームページを含む。）
- 三 本校が作成する封筒及び文具等の類
- 四 本校の教職員が研究，教育及び広報活動に関連して使用するもの
- 五 本校の教職員の名刺
- 六 本校学生による学生会活動及び教育研究活動に伴う印刷物，用具等
- 七 その他校長が適当と認め許可したもの

(使用者)

第6条 校章等を使用することができる者は，次に掲げる者とする。

- 一 本校
- 二 本校の教職員
- 三 本校の学生
- 四 本校の後援会及び同窓会等の支援団体
- 五 本校と共同研究等の契約を交わした企業又は本校の研究成果を活用する企業等
- 六 その他校長が適当と認めた者

(使用者の遵守事項)

第7条 校章等の使用者は，本校の名誉，品位及び社会的信頼性の維持，向上に努めなければならない。

(使用許可)

第8条 校章等を使用しようとする者は、所定の申請書（別紙4）を総務課総務係へ提出して、校長の許可（別紙5）を得なければならない。ただし、本校の教職員及び学生が第5条第一号から第六号について使用する場合は、申請を要しない。

（使用許可の取消し等）

第9条 校章等の使用にあたり、校長は使用目的または使用方法等が適当でないと認めるときは、使用の許可を取消し、または使用を中止させることができる。

（第三者使用の禁止）

第10条 校章等を使用する者は、本校の同意なしに第三者に使用させてはならない。

附 則

この規則は、平成27年12月10日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年5月10日から施行する。

2 一関工業高等専門学校ロゴマーク取扱要項（平成26年8月7日制定）は廃止する。

附 則（令和3年4月15日規則第1号）

この規則は、令和3年4月15日から施行する。

別紙1 (校章: CMYK カラー)

単色標準



↑
CMYK カラー C0%+M0%+Y0%+K100%

カラー標準



↑
CMYK カラー C0%+M75%+Y100%+K40% C0%+M0%+Y0%+K100%

別紙2 (ロゴマーク: CMYK カラー)

C0% + M77% + Y95% + K0%



CMYK カラー

C85% + M71% + Y12% + K0%

高専名を付す場合



一関高専

別紙3 (スクールカラー、系・領域のカラー : CMYK カラー)

スクールカラー (ロゴマークと同じ)

C85% + M71% + Y12% + K0%



機械・知能系

C0% + M91% + Y65% + K0%



電気・電子系

C0% + M20% + Y98% + K0%



情報・ソフトウェア系

C67% + M8% + Y0% + K0%



化学・バイオ系

C69% + M0% + Y100% + K38%



人文社会領域、自然科学領域

C0% + M0% + Y0% + K0%

